具体の制度運用

(魅力あふれる都市)

具体の制度運用

Ⅳ. 魅力あふれる都市

1. 中心市街地,周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方				
①老朽建物の更新に合わせた個性的で魅力的な空間づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
②エリアマネジメントによる継続的な都市づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3			
2. 都市景観形成の推進				
③景観法に基づく景観計画策定の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7			
④都市景観の維持・向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11			
⑤歴史的な景観の維持・向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13			
⑥屋外広告物に関する条例などを活用した都市景観の保全・誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15			
⑦都市景観形成を先導する公共空間・公共施設の景観整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17			
3. 個性豊かなまちづくりの推進				
⑧住民主体による提案制度を活用した地区計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19			
<u> </u>	21			
4. 市街地内の自然環境の保全				
⑩貴重な緑地の保全と都市緑化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25			
⑪汚水処理施設整備による環境負荷の低減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29			
⑩河川・海岸などを活用した親水空間の創造とネットワークの形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
⑬都市農地の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35			

1. 中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

①老朽建物の更新を契機とした個性的で魅力的な都市空間づくり

現状

中心市街地や拠点地区では、昭和40年代に都市化の進展とともに、建設された木造建物が老 朽建物となっており、更新時期を迎えている。こうした老朽建物の更新が個別に進められた場 合、以下のような事項が懸念される。

- ・更新建物と老朽建物の混在による一体感のないまちなみの形成【Ⅳ-①-1】
- ・市街地再開発事業などによる面的な高度利用と都市整備が難しくなる
- 更新後の建物の形態意匠がばらばらで、統一感のないまちなみとなる

また、老朽建物が多く現存する地区では、管理の不十分な老朽空き家として放置される場合や、コインパーキングなどに利用される【IV-①-2】など、魅力ある市街地となっていない地区もある。



具体の制度運用

昭和40年代に建設された木造建物が多く立地する地区では、更新時期を迎えていることから、 建替えに合わせて土地の高度利用、業務・商業機能の充実・強化などにより、個性的で魅力的 な都市空間づくりを行う市街地整備を推進する。

また、地区計画により、建築物の形態、意匠や壁面の位置を制限するなど、あらかじめ将来像を見据えたルールを定め、建築物の更新に合わせて地区の個性や統一感のあるまちなみの形成を図る。

■広島市・福山市の中心部における個性的で魅力的な都市空間づくりの考え方 紙屋町・八丁堀や福山駅前の商業・業務集積地においては、敷地の統合を促進し、土地の高 度利用を図る高度利用型地区計画などの活用や市街地開発事業による面的な更新などにより、 個性的で魅力的な都市空間づくりを行う市街地整備を推進する。

都市づくりのツール:Ⅲ-2 地域地区(用途地域、特別用途地域) (P9)

Ⅲ-3 地区計画 (P12)

V-5 市街地開発事業 (P26)

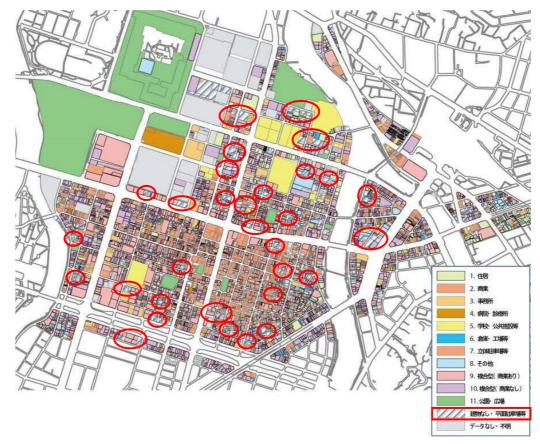
■Ⅳ-①-1 新築建築物と老朽化した建物の混在している事例

・高層マンションやオフィスビルなどへの建替えが進行する街区において、建替えが進行せず、 新しい建物と老朽化した建物が混在している地区がある。



■Ⅳ-①-2 広島市都心部での空き地などの状況

- ・建築年数が30~50年の街区が散在し、建築物の老朽化が進行している。
- ・都市部において、空き地やコインパーキングなどの平面駐車場が散在している。



資料:広島県都心部実態調査(H27.6)広島県·広島市

1. 中心市街地, 周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

②エリアマネジメントによる継続的な都市づくり

現状

近年,エリアマネジメントの取組が全国で導入されている。エリアマネジメントとは,地域における良好な景観の創出や地域の価値を維持・向上させるための住民,事業者,地権者などによる主体的な取組で,導入するメリットとして,快適な地域環境の形成とその持続性の確保,快適な環境の形成による地域活力の回復・増進,活力増進による資産価値の維持・増大,活動そのものを通じて住民・事業者・地権者の地域への愛着や満足度が高まることなどがある。

<u>県内でもエリアマネジメントが普及しつつあるが、まだ始まったばかりであ</u>る【IV−②−1】。



運用方針

人口減少社会のまちづくりは、開発だけでなく、継続して都市をマネジメントしていくことが重要である。しかしながら、公共による維持管理には限界があり、都市や地域の資産価値や魅力を享受する住民、企業、行政など、多様な主体の連携・協働によるまちの情報発信、公共空間などの有効活用、低未利用地の利用促進・高度利用などに取り組み、活力ある都市づくり、地域そだての継続的な取組を促進する必要があることから、エリアマネジメントの普及・啓発に努める。

今後は、地域の課題・目標への対応や、すでに地域が有する仕組みや財産を手掛かりとしてエリアマネジメントを導入し、そのメリットを生かしてまちづくりを進めると同時に、組織を育て、住民、企業、行政などの連携を強化していく。

また、中心市街地などにおいては、資産価値を高めるための市街地再開発をエリアマネジメント組織が中心となって推進することで、再開発計画にエリアマネジメント活動に寄与する道路や施設などの公共空間整備を組み込むなど、エリアマネジメントによる継続的な都市づくりを推進する。

都市づくりのツール: VII-5 エリアマネジメント (P46)

■Ⅳ-2-1 エキキタまちづくり会議の例

- ・広島駅周辺の整備・開発を契機に、エキキタのにぎわいづくりのため、東区役所がエキキタ内の企業 や住民などに声をかけて意見交換を開始。その結果、地域住民や関係事業者で構成するエリアマネ ジメント組織(エキキタまちづくり会議)を立上げ、まちづくり活動を展開している。
- ※資料については、ホームページ上では非公表

定常の活動

平和と祈りの夕べ(都市公園,歩道および社寺境内)



概要: 東区二葉の里歴史の散歩道沿いにある神社仏閣の参道に約千本のろうそくを灯し, 原爆によって亡くなられた人々の霊を慰め, 世界各地から平和式典に来訪される方々とともに世界平和を祈念した。

実施期間:2017年8月5日(土)

成果と課題:地域の魅力である神社仏閣の歴史的価値についてPRすることができた。月日固定かつ開催時間が短いため、開催費用の確保が課題。

スイーツラリー(広島駅南口地下広場および各店舗)



概要: エキキタエリアにある, 魅力的なスイーツ店を巡るスタンプラリーを 実施。エリア内を散策しながら, 新たな魅力の発見に繋げるとともに, 若 い 世代の女性を惹きつけ, 新たなにぎわいを創出した。

実施期間:2018年2月1日(木)~2018年3月15日(木)

成果と課題:期間限定のスイーツの開発・販売をするなど、毎年バージョンアップを続けている。イベントの効果検証と開催費用の確保が課題。

エキキタイルミネーション(ペデストリアンデッキ,歩道および各店舗)



概要:オフィスなどが多いエキキタエリアにおいて、夜になると暗く不安を感じる道も多い。明るく開放的になった広島駅新幹線口広場から、イルミネーションの光を繋げ、エキキタエリ内への誘導・集客を図る。

実施期間:2017年11月~2018年1月

成果と課題:個店でも参加できる仕組みを導入し、徐々に参加企業・店舗も増えている。回遊から消費に繋げるための仕組み作りが課題である。

エキキタカラフルマルシェサテライトブース(ペデストリアンデッキ)



概要:エキキタエリアで実施したカラフルマルシェのPRのため、駅出口に繋がるペデストリアンデッキ上にテントを設置し、着ぐるみのキャラクターなどでチラシの配布などを行った。

実施期間:2017年10月29日(日)

成果と課題:規制の厳しい高架構造物であるペデストリアンデッキ上で、イベントPRを実施。イベントなどで安全性などの検証・実績を積むことが必要。

新規に取り組んだ活動

エキキター斉清掃(都市公園)



概要:指定管理者制度を受託するために必要となる街区公園報奨金制度を受託。月1回の清掃活動を,企業や団体,地域住民などで行うエキキター斉清掃を実施。毎回100名程度が集まる定例イベントに成長した。 実施期間:2017年6月~2018年3月

活用した制度:街区公園報奨金制度,指定管理制度(2018年4月~) 成果と課題:実績が認められ2018年4月からは指定管理者制度を受託。 活動を継続するためには,参加企業のインセンティブを高めることが課題。

2. 都市景観形成の推進

③景観法に基づく景観計画策定の推進

現状

平成16年に施行された「景観法」により、良好な景観は国民共通の資産として位置付けられ、 地方自治体に対して良好な景観形成に寄与する施策の策定及び実施の責務が課せられたほか、 住民や事業者なども、良好な景観の形成に自ら務め、協力しなければならないとされた。

同法施行から10年以上が経過した現在では、法の基本理念の浸透などにより、住民の景観づくりや、地域の良好な景観の保全に対する市民意識は高まりつつある【IV-3-1】。

一方、本県において市町の良好な景観の形成に関する方針を定めるものである景観計画を策定した市町は6団体にとどまり【IV-3-2】、景観地区を指定する市町は1団体にとどまっている【IV-3-3】。



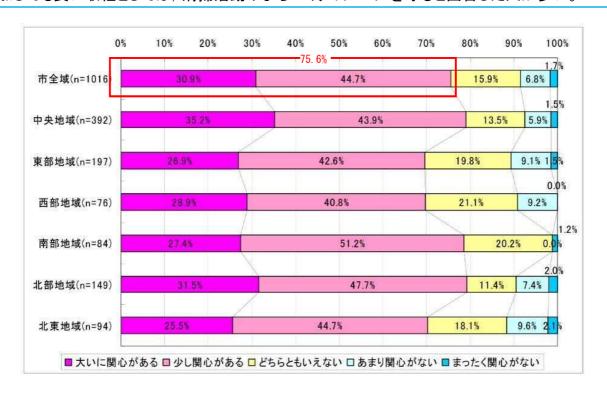
具体の制度運用

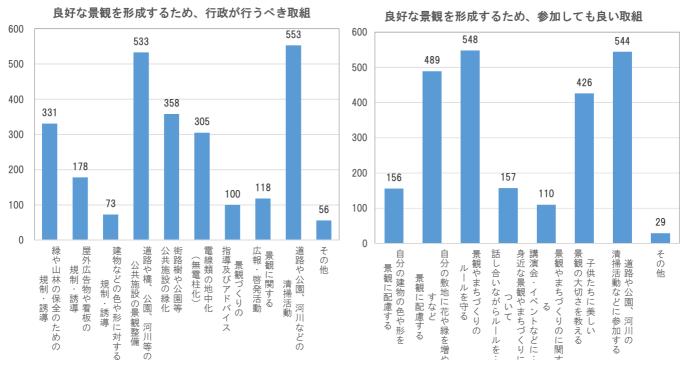
景観に対する住民意識の高まりを好機とし、法に基づく良好な景観形成のための取組が進められている。今後は、良好で個性的な景観の保全・創出に向けて、景観計画を未策定の市町においても景観法に基づく景観計画の策定を検討するとともに、景観計画の内容をより実効性のあるものとするため、景観地区の活用や、地域の実情に合った景観条例の制定を推進する。

都市づくりのツール: VI-1 景観計画 (P36)

■Ⅳ-3-1 景観意識調査(福山市:景観形成への関心)

- ・福山市の市民アンケート調査によれば、7割以上が景観に関心があると回答している。
- ・行政が行うべき取組としては、道路や公園・河川などの公共施設の清掃や景観整備と回答した人が 多い。
- ・参加しても良い取組としては、清掃活動やまちづくりのルールを守ると回答した人が多い。

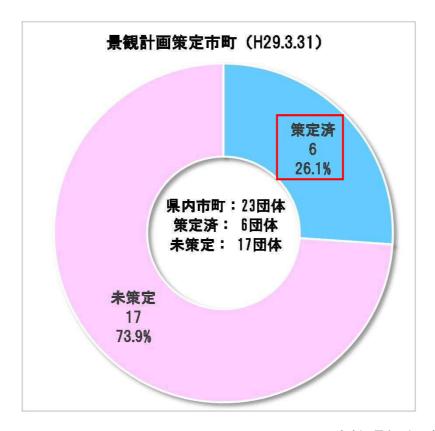




資料:福山市景観計画検討懇談会資料「市民アンケート調査の結果について」

■Ⅳ-3-2 市町による景観計画策定状況及び景観地区の策定状況

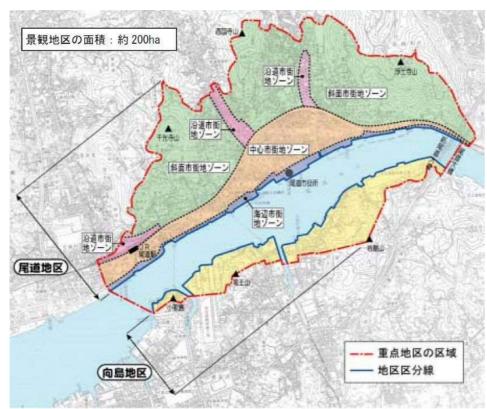
- ・県内において、景観計画を策定している市町は6団体である。
- ・6団体のうち、実効性を持つ景観地区を指定しているのは1団体のみである。



資料:景観法の施行状況(国土交通省)

■Ⅳ-3-3 尾道市景観地区の事例

・尾道市においては、尾道地区及び向島地区の約200haを景観地区の区域に指定し、地域の特性を活かした「心に残る尾道の景観」の形成を主導する地区として、景観形成に取り組んでいる。



資料:尾道市景観地区(尾道市)

2. 都市景観形成の推進

④都市景観の維持・向上

現状

中心市街地や幹線道路の沿道、駅前の商業地などでは、人を呼び込むための不統一な看板 [N-4-1] や建物デザインなどにより、一体感のあるまちなみの形成がされていない地区

[IV-4-2] があり、良好な市街地景観の形成を阻害し、都市の魅力を低下させている。



具体の制度運用

中心市街地や幹線道路の沿道,駅前の商業地などの景観は,都市のイメージを形成する重要な役割を担っていることから,多くの人々が目にするまちの顔に相応しい景観づくりを推進する。このため,屋外広告物の規制や,地区計画などを活用した建築物などの壁面位置や形態・意匠などを制限・誘導する。

また,都市景観の維持・向上のために,景観地区の指定,官民連携によるエリアマネジメントや建築協定,景観協定,まちづくり協定などを活用した地域住民による自律的な取組を促進する。

都市づくりのツール: Ⅲ-3 地区計画 (P12)

VII-2 建築協定 (P42)

VII-3 景観協定 (P43)

VII-4 まちづくり協定 (P44)

VII-5 エリアマネジメント (P46)

- ■Ⅳ-④-1 幹線道路沿いにみられる様々な色彩や規模の屋外広告物の事例
 - ・幹線道路沿道では,色彩や規模などの統一がされていない屋外広告物が多く出されており,良好な 景観の形成を阻害している。



資料:廿日市市景観計画(廿日市市)

■Ⅳ-④-2 不揃いなまちなみの事例

・沿道建物の高さやデザイン,外壁の色彩などの統一が不十分で,一体感のないまちなみ景観を呈する地区が形成されている。



2. 都市景観形成の推進

⑤歴史的な景観の維持・向上

現状

県内には、古くから地域に受け継がれてきた歴史的な街道や港町、城下町、門前町など、地域の伝統文化を今に伝える歴史的な景観や歴史的建造物が今なお現存する地区【IV-5-1】がある。

自治体によっては、歴史的風致維持向上計画などの策定により、歴史的な景観の維持・向上を図っている【IV-⑤-2】ものの、歴史的な景観や歴史的建造物の保存を目的として建築物などに強い規制がかかることについて地域や居住者の理解を得ることが難しいなどを理由として、取組が進んでいない地区もある。

また、歴史的建造物などの維持・保全のための支援が十分ではなく、所有者の負担が生じている場合もある。



具体の制度運用

本県には、地域ごとの伝統文化を今に伝える街道や港町、城下町、門前町など、歴史的なまちなみや建造物を有する地区が多く存在する。

このように、地域の伝統文化、歴史的風致を今に伝える地区について、関連法規の活用による規制・誘導などを図るとともに、歴史的まちなみを保全することの重要性に関する地域住民の理解を深め、伝統的建造物群保存地区などの都市計画の指定、エリアマネジメントや建築協定、景観協定、まちづくり協定などを活用した、地域住民による自律的な景観の維持・向上の取組を促進し、地域固有の魅力ある景観を将来に継承していく。

都市づくりのツール: III-2 地域地区(風致地区、伝統的建造物群保存地区)(P9)

Ⅵ-2 歴史的風致維持向上計画(P37)

Ⅶ-2 建築協定(P42)

Ⅶ-3 景観協定(P43)

Ⅷ-4 まちづくり協定(44)

WI-5 エリアマネジメント(P46)

■Ⅳ-⑤-1 三次町歴史的まちなみ景観形成地区の事例

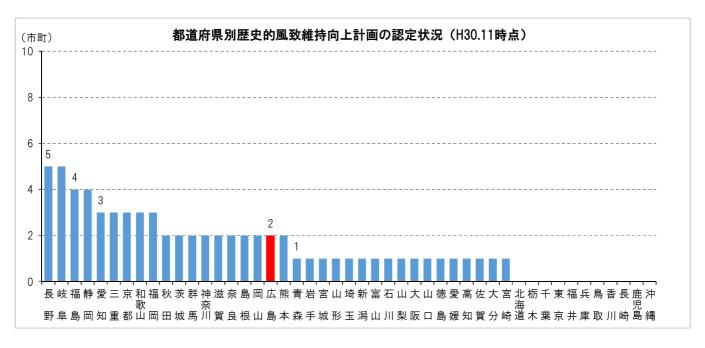
- ・三次市の三次本通り、上市・太才通りは、明治・大正期に建てられた町屋建築が数多く残っている。
- ・歴史的まちなみを活かし、町の再生を図るため住民自らがまちなみの景観形成を推進することを目的に「三次町歴みち協議会」が設立され、まちなみ整備の事業を推進している。



資料:三次町歴史的街なみ環境整備計画(三次市)

■Ⅳ-5-2 歴史的風致維持向上計画策定状況

- ・全国では、長野県、岐阜県が5市町と最も多く、ついで福島県、静岡県が4市町となっている。
- ・広島県では、尾道市と竹原市の2市が計画を策定している。



資料:国土交通省HP

2. 都市景観形成の推進

⑥屋外広告物に関する条例などを活用した都市景観の保全・誘導

現状

商業・業務施設の集積する中心市街地や拠点地区では、氾濫する屋外広告物により、良好な街並み景観が阻害されている場合がある。

また、屋外広告物については、適切な設置・管理がなされない場合、歩行者の通行を阻害するだけでなく、落下や倒壊などによる災害を引き起こすおそれがある【IV-⑥-1】。



具体の制度運用

無秩序に設置された屋外広告物の氾濫は、まちの景観を損ない、不適切な設置・管理は落下や倒壊など、思わぬ災害を引き起こすことがある。このため、県、市で制定している条例の適切な運用と適時適切な改訂により、都市景観の保全・誘導を図る。

■Ⅳ-⑥-1 屋外広告物の落下事例

・平成27年2月,北海道札幌市において,ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道を通行していた歩行者に当たる事故が発生した。





資料:広告板落下事故の概要(国土交通省)

2. 都市景観形成の推進

⑦都市景観形成を先導する公共空間・公共施設の景観整備

現状

広島県では、"広島の景観の保全と創造に関する条例"による「広島県公共事業等景観形成指針」や、市町の定める景観計画や景観条例などに基づいて、景観に配慮した公共事業が進められている【 \mathbb{N} - \mathbb{O} -1,2】。

公共空間・公共施設は道路、公園、公共建築物など数多くの種類にわたるとともに、事業規模によっては、周辺の景観に与える影響も大きい。よって、今後も景観形成を図っていく上で、公共空間・公共施設の景観整備を推進する必要がある。



具体の制度運用

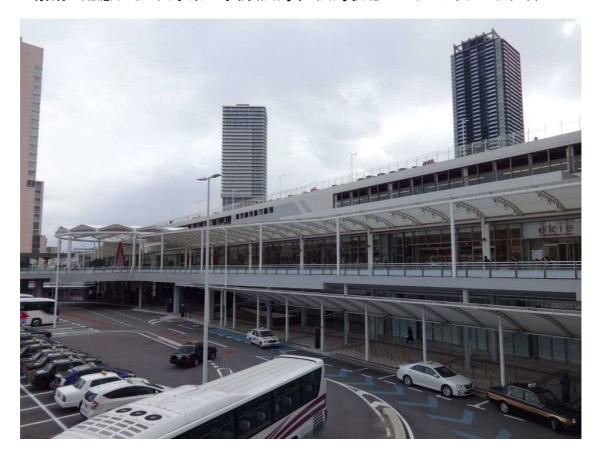
都市内において景観の骨格を形成する道路,河川や,都市のランドマークとなる橋りょう, 大規模な公共建築物などは都市景観を形成・誘導する先導役として重要な役割を担う。このた め,本県においては,公共事業などの実施にあたって,率先してより良い景観を形成し,ふる さと広島の景観を保全・創造するための指針として「広島県公共事業等景観形成指針」を定め ている。

公共建築物などの整備にあたっては、「広島県公共事業等景観形成指針」に基づき周辺の景観に与える影響や地域特性を十分に把握した上で、各市町が景観計画に定める公共施設及び景観重要公共施設の整備方針などに従った整備を行うことで、景観形成上の先導的役割を担うよう努め、地域から愛され続ける景観づくりに取り組む。

■Ⅳ-⑦-1 景観に配慮した公共事業の事例(呉市・美術館通り)



■Ⅳ-⑦-2 景観に配慮した公共事業の事例(広島市・広島駅北口ペデストリアンデッキ)



3. 個性豊かなまちづくりの推進

⑧住民主体による提案制度を活用した地区計画の推進

現状

都市計画法では、地域住民自らが都市計画の案を決定権者である地方自治体へ提案する、都市計画提案制度を定めている。他都道府県では、地域住民やまちづくり協議会などがこの提案制度を活用し、地区計画を定めることで、良好な市街地の景観や住環境の保全を図るなど、自らまちづくりを行っている地区がある【IV-8-1】。

一方, 県内では住民のまちづくり活動に対する参加意識は高まっているものの, 住民主体による地区計画の活用が進んでいない。



具体の制度運用

地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを実現するには、住民が主体となって自らがまちづくりに取り組むことが重要である。このため、土地所有者やまちづくりNPO法人などが自ら、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる都市計画提案制度について普及・啓発を図るとともに、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定めることで、住みよく特色のあるまちづくりを進めるツールである地区計画を活用することで、住民発意によるまちづくりの促進に取り組む。

都市づくりのツール:Ⅲ-3 地区計画 (P12)

VII-1 都市計画提案制度 (P41)

■Ⅳ-8-1 住民発意の地区計画事例(大阪府豊中市事例)

※資料については、ホームページ上では非公表

3. 個性豊かなまちづくりの推進

⑨魅力あるまちなみづくりの推進

現状

本県の観光交流や集客拠点では、ワークショップなどの開催を通じ、地区の課題・特徴に基づいた将来目標、整備方針を官民が共有し、魅力ある景観形成にむけた取組が行われている地区がある【W-9-1, 2, 3】。こうした活動を観光交流や集客拠点だけのものにとどめず、その他のまちづくりの機運の高まりつつある地区にも波及させていく必要がある。

本県では、集客・交流の促進など地域の賑わい創出に向けて、魅力ある景観など、デザイン 性のある都市空間の形成を図るため、市町が行う魅力あるまちなみづくりを支援する取組を 行っている。



具体の制度運用

住民のまちづくりに対する機運が高まりつつある地区においては、にぎわいの創出に向けて、まちづくりに関する制度の普及・啓発を行う。<u>魅力ある景観など、デザイン性のある都市空間の形成を図る必要のある地区については、エリアマネジメントや建築協定、景観協定、まちづくり協定などを活用した地域住民による自律的な取組や、景観法や地区計画などの活用の促進を図り、周辺の自然・歴史環境など地域特性に応じた魅力あるまちなみづくりを推進する。</u>

都市づくりのツール:Ⅲ-3 地区計画 (P12)

VII-2 建築協定 (P42)

VII-3 景観協定 (P43)

VII-4 まちづくり協定 (P44)

Ⅶ-5 エリアマネジメント (P46)

■Ⅳ-9-1 宮島口地区(廿日市市)の事例

- ・宮島口地区では、平成25年に「宮島口まちづくり協議会」を設立し、地元や事業者、自治体などで合意形成を図りながら、まちづくりを進めている。
- ・宮島口地区においては、世界遺産・宮島の玄関口としてふさわしいまちへと創りかえるため、平成27年に「宮島口地区まちづくり国際コンペ」を開催し、このコンペのアイデアを参考に宮島口地区のまちづくりの基本的な方針を示す、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」を策定した。



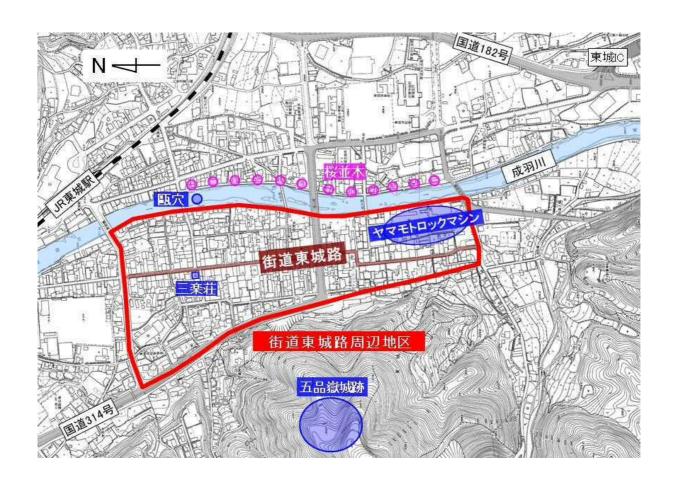


旅客ターミナル イメージ (※プロポーザル時のもの)

資料:宮島口まちづくり整備計画(廿日市市)

■Ⅳ-9-2 街道東城路周辺地区(庄原市)の事例

・東城地区においては、平成27年からワークショップを7回開催し、まちなみづくりのコンセプトと取組の 方向展開を定めている。





資料:魅力ある「まちなみづくり」支援事業(広島県)

■Ⅳ-9-3 広島駅北口ロータリー・ペデストリアンデッキ 事例

- ・駅の南北を自由通路で連絡し、スムーズな人の動線を確保するとともに、駅前における道路交通の円滑化を図る。
- ・オフィスなどが多いエキキタエリアにおいて、夜になると暗く不安を感じる道も多い。明るく開放的になった広島駅新幹線口広場からイルミネーションの光を繋げることで魅力向上を図り、エキキタエリア内への誘導・集客を図る。



4. 市街地内の自然環境の保全

⑩貴重な緑地の保全と都市緑化の推進

現状

都市における緑地は、都市にうるおいを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和機能などの環境保全機能を備え、都市にとっては貴重な緑となっている【Ⅳ-⑩-1】。

しかしながら、特に市街化区域内の緑地については、都市的土地利用への転換が進み、減少傾向にある【IV-@-2】。また、風致地区や緑地として指定するなど、緑地保全のための制度など【IV-@-3】はあるものの、保全のための制度活用が行われていない緑地も多く存在している。



具体の制度運用

市街地や市街地周辺に残されたまとまりのある緑地などは、風致地区の指定や関連法規による規制などと適切に連携し、保全を推進する。併せて、環境負荷低減によるヒートアイランド現象の緩和や潤いのある都市環境を保全・形成するため、緑の基本計画の策定により、緑地の保全や緑化の推進に関する方針を示すとともに、建築物の敷地、屋上、壁面などを含め、市民緑地制度なども活用しつつ、都市緑化を推進する。

都市づくりのツール: **Ⅲ**-2 地域地区(風致地区) (P9)

VI-3 緑の基本計画 (P38) VII-9 市民緑地制度 (P50) ・県内においても、ヒートアイランド現象の緩和などを目的として、建物の屋上緑化や壁面緑化が行われている。





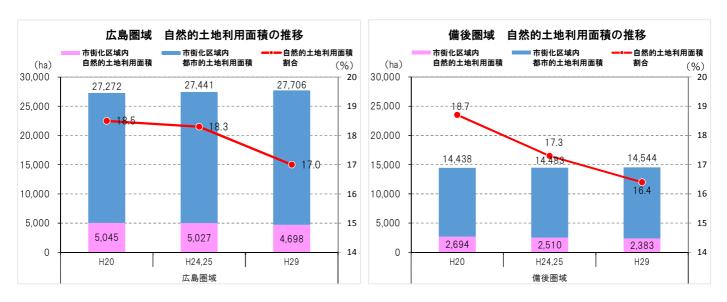
資料:本庁舎屋上緑化実験(広島市)



資料:第11回ひろしま街づくりデザイン賞(広島市)

■Ⅳ-⑩-2 市街化区域内自然的土地利用面積の推移

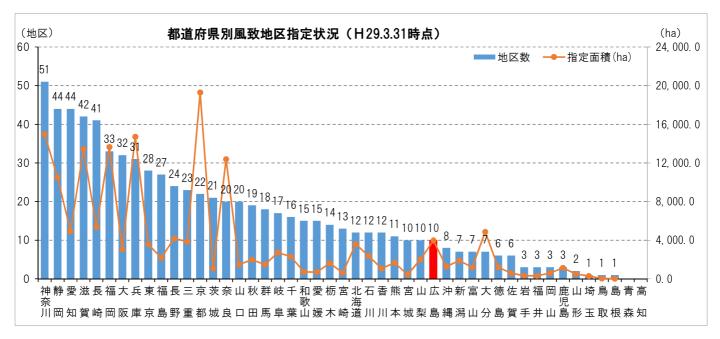
市街化区域内の自然的土地利用面積は減少傾向にあり、広島圏域に比べて、備後圏域の方が減少傾向が強い。



資料:広島県都市計画基礎調査(広島県)

■Ⅳ-10-3 風致地区の指定状況

・広島県での風致地区指定は10地区であり、指定面積は約4,000haである。



資料:国土交通省

4. 市街地内の自然環境の保全

⑪汚水処理施設整備による環境負荷の低減

現状

環境負荷低減に資する汚水処理施設での本県の汚水処理人口の普及率は、全国平均に比べ下回っており【IV-III-1】、県内市町間でも、汚水処理人口普及率に大きな開きがある【IV-III-2】。

今後、下水管路や汚水処理施設の多くが更新時期を迎える【IV-⑪-3】が、厳しい財政状況のもと、官民連携による計画的・効率的な維持管理及び改築の推進が求められている。

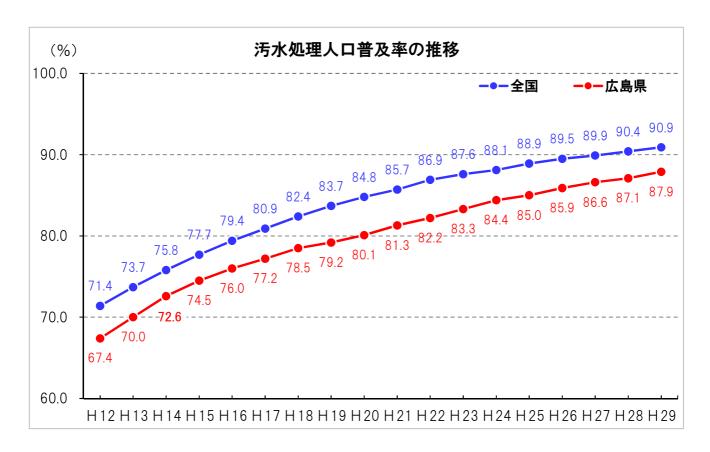


具体の制度運用

公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽などの各種汚水処理施設について、 人口減少や財政などの状況を踏まえ、地域の実情にあった整備区域及び手法の選択を行いなが ら計画的な整備を推進し、汚水処理区域の拡大を図る。また、合流式下水道の改善により、公 共用水域へ放流される汚濁負荷量を削減し、水質の改善などの環境負荷の低減を図る。

都市づくりのツール: IV-3 供給施設又は処理施設(下水道) (P20)

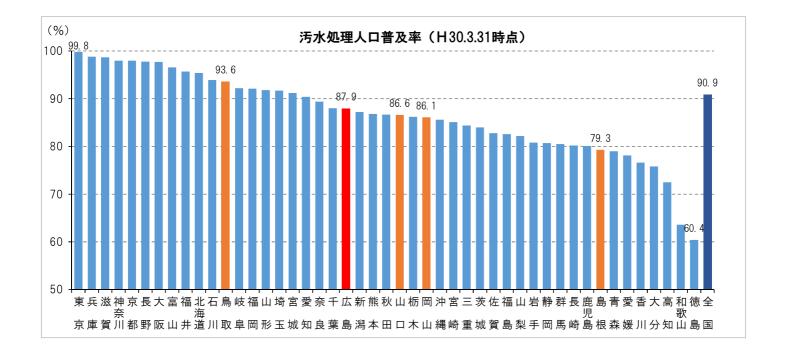
・広島県の汚水処理人口の普及率は年々上昇しているが、依然として全国平均を下回っている。

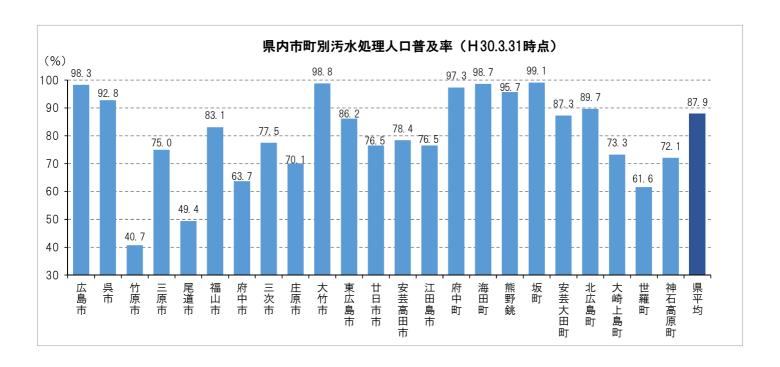


資料:各年度汚水処理人口普及状況について(環境省)

■Ⅳ-⑪-2 汚水処理人口普及率

- ・平成29年度末時点において、広島県の汚水処理人口普及率は87.9%で、全国平均より低い。
- ・県内では、市町での普及率の差が大きい。

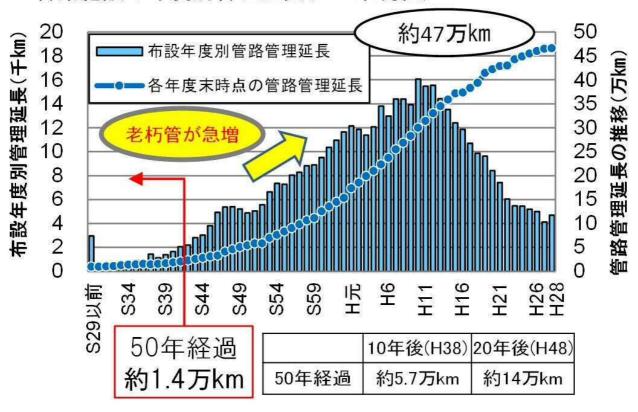




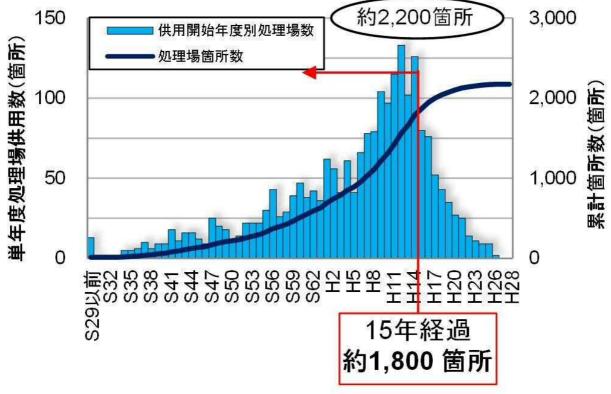
資料:報道資料(国土交通省)

- ・下水道の進展に伴い、下水道ストックが増大している。
- ・下水管路, 処理場ともに老朽化が進行しており, 更新が必要な箇所の増大が懸念される。

■ 管路施設の年度別管理延長(H28末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(H28末現在)



資料:下水道の維持管理(国土交通省)

4. 市街地内の自然環境の保全

12河川・海岸などを活用した親水空間の創造とネットワークの形成

現状

本県には美しい瀬戸内の海岸や市街地内を巡る河川などの親水空間がある【W-@-1】。こうした親水空間は、都市住民の憩いの場となるとともに、生物多様性の空間となっている。県内では、親水空間の整備や活用が進む地区【W-@-2】がある一方で、魅力づくりが十分でない地区もある。



具体の制度運用

本県の特長である、都市と自然の近接性を活かした「自然と都市が融合した暮らし」を実現するため、緑の基本計画の策定により、緑地の保全や緑化の推進に関する方針を示すとともに、瀬戸内の美しい海岸線や市街地を巡る河川空間に、水と緑にふれられる都市住民の憩いの場やレクリエーションなどのにぎわいの場として活用できる親水空間を創出する。

また,河川の親水空間や緑地帯などによる市街地と郊外の自然環境を結ぶエコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)の形成に向けた取組などを推進する。

都市づくりのツール: N-4 水路(河川) (P21)

VI-3 緑の基本計画 (P38)

■IV-⑫-1 元宇品地区親水プロムナードの事例



■Ⅳ-⑫-2 広島市 旧太田川元安川地区事例





4. 市街地内の自然環境の保全

③都市農地の保全

現状

都市農地は、これまで宅地や公共施設の予定地などとしてみなされてきた。しかし、現在は 農産物の生産の他、防災、環境保全、景観創出、食育・農業体験の場といった多様な機能を果 たすものと見直されている。

平成27年に施行された都市農業振興基本法により、的確な土地利用に関する計画を策定し、都市農地とそれ以外の都市的土地利用とが共存する良好な市街地の形成を図ることとされている。しかし、県内における都市農地は年々減少傾向にあり【W- $\mathbb{3}-1$, 2】、都市農地を保全するための各種制度などの活用を図る必要がある。



具体の制度運用

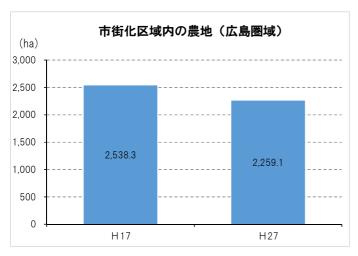
農産物の供給機能,防災機能,良好な景観形成など,都市農地が有する多面的な機能について,都市農業振興基本法の趣旨に則り,適切かつ十分に発揮させることを通じて良好な都市環境の形成を図る。

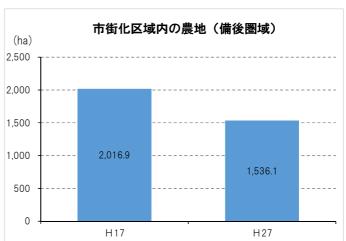
都市農地について、都市的土地利用と共存し計画的な保全・活用がなされるよう、田園住居地域の指定や生産緑地地区の活用など計画的に保全するための土地利用の導入を検討する。

都市づくりのツール: Ⅲ-2 地域地区(用途地域、生産緑地地区) (P9)

■Ⅳ-③-1 市街地内農地の推移

市街化区域内における農地面積は減少傾向にある。

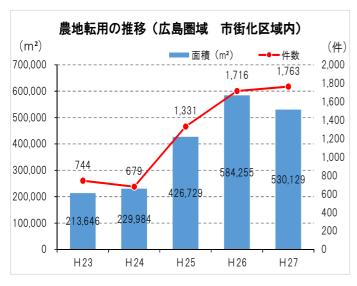


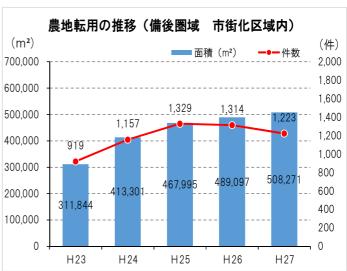


資料:広島県都市計画基礎調査(広島県)

■Ⅳ-13-2 市街化区域内の農地転用の状況

・市街化区域内における農地の転用は件数・面積とも増加傾向にある。特に広島圏域では、平成25年以降、農地転用が大きく増加している。





資料:広島県都市計画基礎調査(広島県)